

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和6年度1回)

報告事項 第2号

旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の
基準に関する条例の一部改正について

旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、標記の条例の一部改正を行うものです。

1 改正理由

地域包括支援センターの職員に係る基準の条例を定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされており（介護保険法第115条の46第6項）、今般、その基準となる介護保険法施行規則の一部を改正する省令が改正されたことにより、本市においても所要の条例改正を行うものです。

2 省令改正の趣旨

施行規則140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるにあたって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しが行われました。

- (1) 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又は地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とすること
- (2) 上記に関わらず地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数に応じて配置すべき3職種（※）の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれの職種の配置基準を満たすものとする

（※保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種（それぞれ、その他これに準ずる者を含む）。なお、本市においては独自に精神保健福祉士その他これに準ずる者を置くこととしておりますが、人員基準は従前のおりです。）

3 改正の背景

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上での柔軟な職員配置を進めることが適当であるとされたことや、令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえてのものとされています。

4 旭川市地域包括支援センター運営協議会の審議

本規定の適用の可否等につきましては、旭川市地域包括支援センター運営協議会における審議等を踏まえて総合的に判断するものであります。

5 別紙資料「柔軟な職員配置」

柔軟な職員配置

地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合

① 専らその職務に従事する常勤の職員の員数を
常勤換算方法によることができる。

② 複数圏域の高齢者数を合算し、
3職種を地域の実情に応じて配置
することができる。

	現状と課題	方向性
① 就業時間の柔軟化	◆ センターの職員は支援の質の担保のため常勤としているが、働き方の多様化により、 <u>職員の確保が難しい。</u>	➤ センターの支援の質を担保するため、常勤を基本としつつ、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、 <u>常勤換算方式</u> によるものとする。
② 3職種配置の柔軟化	◆ 圏域ごとの高齢者に応じて3職種を均等に配置しているが、 <u>人材の確保が困難な状況が続く場合、センターの効果的な運営に支障を来たす。</u>	➤ 現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、 <u>3職種を地域の実情に応じて配置</u> することを可能とする。

改正内容

改正根拠

令和6年3月29日厚生労働省令第61号

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

条例制定の基準

◆ 市町村が基準を条例で定めるにあたっては、次のように区分が決められている。

- ① 国に定める基準に従い定めるもの … 従うべき基準
- ② 国が定める基準を標準として定めるもの … 標準
- ③ 国が定める基準を参酌して定めるもの … 参酌すべき基準

【包括的支援事業に関する基準】

従うべき基準 … 職員の職種や員数に関する基準

参酌すべき基準 … 支援にあたっての基本的な方針、公正かつ中立な運営の確保

今回の改正

※従うべき基準：条例の内容を直接拘束する。必ず適合しなければならない基準。
当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることはできない。

条例改正案① 就業時間の柔軟化

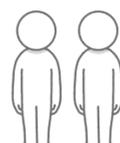
旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(旭川市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項及び第3項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>(職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>

保健師その他これに準ずる者 1人
 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人
 精神保健福祉士その他これに準ずる者 1人



1人で1日8時間勤務

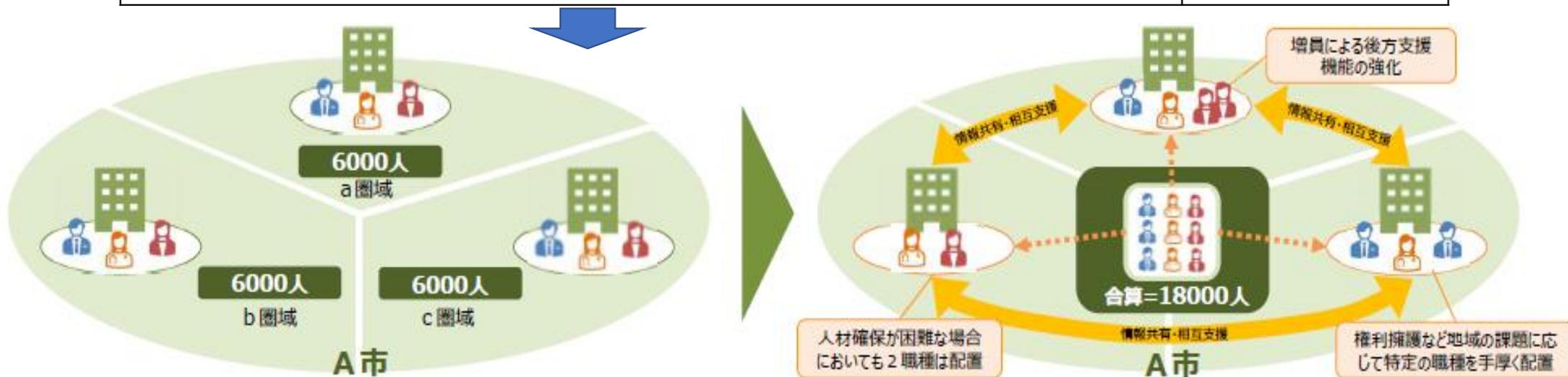


2人あわせて8時間勤務で可

条例改正案② 3 職種配置の柔軟化

旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の員数) 第3条 略 2 略 3 <u>前2項の規定にかかわらず、旭川市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、第1項(第4号を除く。)及び前項に定める常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ第1項(第4号を除く。)及び前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。</u></p>	<p>(職員の員数) 第3条 略 2 略 (新設)</p>



【令和5年12月22日社会保障審議会介護保険部会資料より抜粋】